

日本国際理解教育学会規約

第1条（名称） 本会は、日本国際理解教育学会（Japan Association for International Education）と称する。

第2条（目的） 本会は、国際理解教育の研究と教育実践にたずさわる者が、研究と実践を通じて、国際理解教育を推進し、その発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催、その他の研究会の開催
- (2) 会報、紀要等の出版物の編集・刊行
- (3) 研究調査活動の実施と促進
- (4) 海外の研究者・教育実践者との交流
- (5) その他、本会の目的を達成するに相当と思われる諸活動

第4条（会員） 会員は、正会員、学生会員、団体会員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同する者とする。正会員になろうとする者は、正会員1名の推薦を受けて、事務局に届け、理事会の承認を得るものとする。
3. 学生会員は、本会の目的に賛同し、学生の身分を有する者とする。学生会員になろうとする者は、正会員1名の推薦を受けて、事務局に届け、理事会の承認を得るものとする。
4. 団体会員は、本会の目的に賛同する団体とする。団体会員になろうとする団体は、正会員1名の推薦を受けて、代表者が事務局に届け、理事会の承認を得るものとする。団体会員は、議決事項を除き、本会の事業に参加できる。
5. 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。
6. 会員は、会費の納入を怠った場合、会員としての資格を失うことがある。

第5条（会費） 入会金及び会費の金額は理事会が提案し、総会において決定する。

2. 正会員の会費は、年額8,000円とする。
3. 学生会員の会費は、年額4,000円とする。
4. 団体会員の会費は、年額30,000円とする。
5. 入会金は、3,000円とする。

第6条（役員） 本会の事業を運営するために次の役員を置く。役員は正会員が担うこととする。

会長	1名
副会長	1名又は2名
事務局長	1名
理事（常任理事を含む）	若干名
監事	2名

2. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が事情によってその職務を遂行できない場合は、それを代行する。
4. 事務局長は、常任理事を兼務し、本会の事務を所掌する。
5. 理事は、選挙によって選出される者（選挙選出理事）と本会の研究活動の推進及び専門領域等の均衡を図るために会長の推薦によって選出される者（会長推薦理事）からなり、理事会を組織し、本会の事業を企画・執行する。
6. 常任理事は、常任理事会を組織し、本会に設置される委員会及び各種事業を企画・執行する。
7. 監事は、本会の会計を監査する。

第7条（役員を選任） 選挙選出理事は、会員の投票により正会員から選出される。選出方法は、理事会において別途定める。

2. 会長推薦理事は、会長が正会員の中から推薦し、総会の承認を得る。但し、会長推薦理事の数は選挙選出理事の半数を越えることはできない。
3. 会長及び副会長は、選挙選出理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
4. 常任理事は、選挙選出理事の互選により相当数を選出し、総会の承認を得る。
5. 事務局長及び監事は、会長が提案し、総会の承認を得る。

第8条（役員任期） 役員任期は3年とする。但し、再任は妨げない。任期が開始する年度の4月1日時点において満70歳以上の者は役員となることができない。

第9条（顧問） 本会には顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の事業に関する会長の諮問に応じ、

また、必要に応じ本会の事業に関し、会長に意見を具申することができる。

第10条（総会・理事会・常任理事会） 本会に総会、理事会及び常任理事会を置く。

2. 総会は、正会員、学生会員をもって組織し、本会の最高の議決機関として、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議し決定する。総会は定例総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回の年次研究大会のときに開催する。臨時総会は会長が必要と認める場合、随時開催する。総会での議決は原則として出席者の過半数をもって行う。
3. 理事会は、会長及び理事をもって組織し、総会に提出する本会の事業並びに予算・決算に関する議案を審議する。
4. 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって開催することができる。
5. 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、理事会の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
6. 理事会、常任理事会には必要に応じ、構成員以外の者の出席を認めることができる。

第11条（委員会・各種事業） 本会は、各委員会、各種事業担当部署を置く。

2. 本会に常置する委員会は、紀要編集委員会、研究・実践委員会、国際委員会、広報委員会とする。
3. 各委員会の業務は、理事会において定めるものとする。
4. 会長の発議により、本会に特別委員会を置くことができる。特別委員会の設置期間及び業務は、理事会において定めるものとする。
5. 各委員会は、理事によって組織し、当該委員会の業務を執行する。
6. 各委員会の長は常任理事とし、会長が委嘱する。
7. 各委員会の副委員長は委員長の委嘱もしくは委員の互選とする。
8. 各委員会に協力委員を若干名置くことができる。協力委員は本学会員とし、理事会の承認をもって委嘱する。
9. 各種事業は、常任理事会が管掌し、必要に応じて担当理事及び協力委員を若干名置くことができる。

第12条（所在地・事務局） 本会の事務局を京都府京都市中京区西ノ京朱雀町1 立命館大学大学院教

職研究科森田真樹研究室に置く。

2. 事務局には事務局長に加えて、職員を若干名置くことができる。
3. 事務局に職員を置く場合は、正会員の中から事務局長が推薦し、理事会及び総会の承認を得る。

第13条（会計） 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（規約の改正） 本規約は、理事会の承認を得て、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

付則1 この規約は1990（平成2）年1月26日の日本国際理解教育学会の設立総会において制定し、その日より発行する。

付則2 この規約は1995（平成7）年1月22日から施行する。

付則3 この規約は1998（平成10）年6月14日から施行する。

付則4 この規約は2001（平成13）年4月1日から施行する。

付則5 この規約は2001（平成13）年6月9日から施行する。

付則6 この規約は2004（平成16）年6月6日から施行する。

付則7 この規約は2007（平成19）年7月28日から施行する。

付則8 この規約は2010（平成22）年7月3日から施行する。

付則9 この規約は2011（平成23）年4月1日から施行する。

付則10（委員会・各種事業に関する条項の追加等に伴う一部改正）

この規約は2016（平成28）年4月1日から施行する。

付則11（事務局所在地の変更に伴う一部改正）

この規約は2017（平成29）年4月1日から施行する。

付則12（条文の精緻化に伴う一部改正）

この規約は2019（令和元）年6月15日から施行し、2019年4月1日から適用する。

日本国際理解教育学会倫理綱領

日本国際理解教育学会は、多様な文化や社会事象を対象とする広領域かつ横断的で総合的な研究を推進して社会に貢献することが期待されている。したがって、本学会の会員（以下、会員）は、この期待に応えて、基本的人権を尊重し、学会としての社会的責任を履行して、会員による研究の妥当性と公正性を高めることが求められている。これらの実施に当たって、以下の倫理綱領を制定する。

本綱領は、会員が心がけるべき倫理綱領であり、会員には自覚と責任をもって国際理解教育の下、研究・教育・実践活動において、その対象者の健全な成長と教育研究の発展に寄与することが求められる。

本学会は、上記の主旨に基づき、以下の条項を定める。

1. 基本的人権の尊重

会員はすべての人間の基本的人権と尊厳を尊重し、研究の対象者、及び活動に関わるすべての組織・集団と個人の権利を侵害しないよう努力しなければならない。

2. 研究の実施に伴う責任

会員は、研究の実施にあたって、国際理解教育の発展に寄与しようとする積極的意思をもたなければならない。研究の対象に対して常に敬意を払い、並びに事実の公平・公正な解釈と事実に基づく証明に努めなければならない。研究成果を捏造してはならない。

3. 成果の公表に伴う責任

会員は、研究成果の公表に際しては、以下の点に留意し、研究者としての社会的責任を自覚して行わなければならない。

- (1) 調査協力者には事前に承認を得て、本人の了解なしに個人が特定されることがないようにする等、個人のプライバシー、及び社会的規範を侵す行為をしてはならない。
- (2) 研究成果の剽窃・盗用、データの改ざん・捏造等、著作権を侵害するような行為をしてはならない。
- (3) 二重投稿（他学会紀要等に、同一時期に内容・記述が大幅に重複する研究論文を投稿）してはならない。
- (4) 共同研究の場合には、共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮しなければならない。

4. 情報提供者・研究協力者への説明責任・人権尊重

会員は、研究のための情報提供者・研究協力者について、研究の目的、方法およびその成果の公表に関して説明責任を負うとともに、情報提供者・研究協力者の人権を尊重し、個人情報などの秘密保持に配慮し、名誉を傷つけることおよび身体的苦痛や心理的苦痛を与えることがあってはならない。

5. 秘密保持・情報管理

会員は、教育・研究等の活動にともなって得られた情報を厳重かつ適正に管理し、研究等に関わる社会的規範の範囲をこえて、こうした情報等を目的以外に使用してはならない。併せて、プライバシーに関わる情報については、関連する法規範を遵守しなければならない。

2018年6月16日総会にて承認